

(ご参考：3/12) 日系企業・レストラン向け COVID-19 関連情報 (在シアトル総領事館)

ワシントン州日系企業・団体・レストラン関係者の皆様

いつもお世話になっております。在シアトル日本国総領事館経済班です。

本日の参考情報を以下のとおりお知らせします。

現在の危機的状況に鑑み、このニュースレターでは、多くの方にご利用いただける有益な情報の提供があった場合、情報元を示して掲示しています。なお、このことは、総領事館として、情報元の団体・個人をいかなる意味でも宣伝・推薦するものではないことを申し添えます。

本ニュースレターを追加で受け取りたい方が周りにいらっしゃいましたら、[こちらの登録フォーム](#)をご紹介ください。また、当地日系企業等に周知できる有益な情報などございましたらお知らせください。館内で確認し、公平・中立の観点から適切なものを本ニュースレター等で共有させていただきます。

【参考：在シアトル日本国総領事館：[新型コロナウイルス危機の影響を受ける中小企業・NPO・労働者への支援策一覧](#) (12/15 更新)、[経済再開情報 \(新型コロナウイルス関係\)](#) (2/1 更新)、[新型コロナウイルス関連情報](#) (全般的な情報)、[州保健局 新型コロナウイルス日本語ページ](#)】

・[毎月 11 日は日本食の日 \(Japanese Restaurant Day\)](#)、[日本食フォトコンテストも実施中!](#)

1. 経済再開・企業支援情報

(1) 3/11 州知事 経済再開計画の更新

ワシントン州の経済活動再開ロードマップ ("[Healthy Washington](#)" Roadmap to Recovery) (当館注：リンクは変更前のもの) について、インズリー州知事は 11 日、ワシントン州の 39 の全ての郡が 3 月 22 日から新たに追加されたフェーズ 3 に移行することを発表した。フェーズ 3 での主な変更点は以下のとおり。なお、いずれにおいても、社会的距離の維持とフェイスカバー等の感染防止対策は引き続き必要とされる。:

・常設席のある屋外会場でのスポーツ観戦が、定員の 25%まで可。プロスポーツや高校スポーツに加えて、モータースポーツやロデオ、その他の屋外での観客イベントに適用。

・屋外の活動は、社会的距離を確保した上で最大 400 人又は定員の 50%まで可（大規模会場では、最大 9,000 人又は定員の 25%のいずれか少ない方）。

・屋内活動は、最大 400 人又は定員の 50%のいずれか少ない方まで可。現在認められている全ての産業及び屋内活動に適用される（レストラン、ジム、フィットネスセンター、映画館等）。

また、今回の更新で、1 月から実施されていた 8 つの地域毎のフェーズ移行ではなく、再び郡毎のフェーズ移行に戻され、3 週間ごとに評価されることとされた。評価基準も以下の基準へと変更され、1 つ以上の指標を満たせない場合は 1 つ前のフェーズに戻される。評価は月曜日に行われ、フェーズ移行はその週の金曜日から有効となる（次回の評価は 4 月 12 日）。

郡のサイズ	指標	フェーズ 1	フェーズ 2	フェーズ 3
人口 5 万人以上の郡	過去 14 日間の 10 万人当たりの感染者数	350 を超える	200 以上 350 以下	200 未満
	過去 7 日間の 10 万人当たりの新規入院者数	10 以上	5 以上 9.9 以下	5 未満
人口 5 万人未満の郡	過去 14 日間の感染者数	60 以上	30 以上 59 以下	30 未満
	過去 7 日間の新規入院者数	5 を超える	3 以上 4.9 以下	3 未満

これを受けて、州内の一部のキャンプグラウンド等の施設が 3 月 22 日より再開することが発表された。

シアトルタイムズ：<https://www.seattletimes.com/seattle-news/washington-state-parks-to-start-reopening-in-march/>

州立公園のキャンプ予約サイト：

https://washington.goingtocamp.com/?utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term

(2) 3/10 連邦政府 新型コロナウイルス経済対策法が成立

バイデン大統領は 11 日、上院（6 日）及び下院（10 日）でそれぞれ可決された、新型コロナウイルス経済対策法案「アメリカン・レスキュー・プラン」に署名し、同法が成立した。同法は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた米市民への 1 兆 9,000 億ドル規模の支援を含んでおり、米国史上最大規模となる。

同法案では、学校、州政府、地方自治体、交通機関への直接資金提供に加えて、継続的な家賃と食料支援、ワクチンと検査のための追加資金、中小企業と打撃を受けた産業（レストラン・バー、航空会社、空港等）への財政支援も提供される。

シアトルタイムズ記事：<https://www.seattletimes.com/seattle-news/politics/washington-state-to-get-billions-of-dollars-for-schools-transit-and-cities-as-covid-19-relief-bill-clears-congress/>

(3) 3/8 CDC ワクチン接種後のガイダンス

米国疾病予防管理センター（CDC）は8日、新型コロナウイルスのワクチン接種後の者を対象とした新たなガイダンスを発表した。ワクチン接種後に緩和される内容は、以下のとおり：

- ・ワクチンの接種を完了させた者同士であれば、マスクを着用せずに屋内での集まりが可
- ・重症化リスクの高い者がいなければ、別世帯のワクチン非接種者と屋内でマスクを着用せずに集まること可
- ・集団居住施設等への入居者を除き、新型コロナウイルス感染者と接触しても、感染の症状がない限り自己検疫や検査を受ける必要がない。

ただし、接種後も引き続き留意すべき点として、以下が挙げられている。

- ・公共の場、2世帯以上の人々と集まる場、重症化リスクが高い者やその同居人と会う際はマスクを着用し、社会的距離（6フィート（約1.8メートル））を維持
- ・中～大規模の集まりは避けること
- ・国内、海外渡航はできるだけ延期すること
- ・感染の症状が出た場合は検査を受け、自宅で自己隔離をすること
- ・各自職場のガイダンスを順守すること

これを受け、9日にワシントン州保健局は、CDCの上記ガイダンスをワシントン州でも採用すると発表した。

2. ワクチン関連情報

(1) 3/9 州保健局 ワクチン接種情報の更新

接種状況：3月8日の時点で、州全体で2,140,418回以上のワクチンが投与されており、これは、プロバイダーや介護プログラムに提供された2,560,840回分のワクチンの77.92%近くに相当する。現在のワシントン州の接種回数は、平均46,119回/日となっており、州保健局による目標（平均45,000回/日）を今週初めて達成した。

(2) 3/11 州知事 ワクチン接種計画の更新

インズリー知事は11日、4日の会見で22日（月）からとっていた「フェーズ1B Tier 2」の開始を17日（水）に前倒しすることを発表した。「フェーズ1B Tier 2」では、①妊婦や②リ

スクの高い持病・障害を持つ方のほか、③ハイリスクかつ必要不可欠な業務として、閉鎖された空間で働く又は居住しており、かつ一定以上の時間で社会的距離の継続確保ができず多くの人と交流がある、農業・漁船業・食品加工業・食品小売業・刑務所・公共交通機関・消防・法執行機関等に従事する者が新たな対象として追加された（当館注：[この記事](#)によると、レストラン従業員は対象でないとのこと）。

なお、現在は同計画において「フェーズ 1B Tier 1」の段階であり、高いリスクのある医療関係者等（フェーズ 1A 対象者）に加え、65 歳以上のすべての方、複数世代の家族と住んでいる 50 歳以上のすべての方が接種対象となっている。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/vaccine>

(3) 3/9 シアトル市 65 歳以上の全てのシアトル居住者にワクチン接種の予約を開始

シアトル市は 9 日、9 日から 13 日にシアトルに居住する 65 歳以上の全ての者を対象としたワクチン接種の予約を開始すると[発表](#)した。これまでシアトル市の多くの地域では、高齢者の予防接種率がキング郡の他の地域に遅れをとっており、今回の措置により、シアトル市は 65 歳以上のリスクの高い成人に焦点を当てて接種率の向上を図る。

シアトル市ワクチン接種情報：<https://www.seattle.gov/mayor/covid-19/vaccinations>

(4) 3/10 シアトル市 ワクチン接種場所を拡大

シアトル市は 10 日、14 日に非軍事系では国内最大級となるワクチン接種場を Lumen Field Event Center に開設することを[発表](#)した。同サイトでは、1 日あたり最大 20,000 回分のワクチンを投与できるようになる。

(5) (再掲) 州保健局の日本語情報 COVID-19 用のワクチン接種について

ワシントン州保健局は、以下リンクにおいて、ワクチン情報含む COVID-19 の情報を日本語で提供していますのでご覧ください。先日、ご自身がいつワクチン接種を受けられるかを調べる事ができる「[Phase Finder Tool](#)」も日本語化されました。ただし、下記リンク先の情報は、ジョンソン・エンド・ジョンソン社製ワクチンの承認前の段階で作成されており、現時点では少し情報が古くなっている点にご注意ください。

<https://www.doh.wa.gov/Emergencies/COVID19/Japanese>

<https://www.doh.wa.gov/Portals/1/Documents/1600/coronavirus/GettingVaccinated-Japanese.pdf>

3 日本の水際対策（3月10日付当館発領事メールを合わせてご参照ください。）

（1）3月19日以降、日本に入国する全ての人（日本人を含む）について、出国前検査証明書を所持していない場合、検疫法に基づき、日本に入国を認めない措置を講ずることとなりました。検査証明書を所持していない場合は、出発国において航空機への搭乗を認められない（拒否される）こととなりますのでご注意ください。

（厚生労働省関連リンク）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

（2）また、日本に入国する際に必要な「検査証明書」のフォーマットが改定されるとともに、要件の一部が緩和されました。改定後の検査証明のフォーマットは以下の外務省ホームページに掲載される予定です。（11日現在は、改定前のフォーマットが掲載されていますのでご注意ください）。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html

（詳細は下記リンクをご参照ください）

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/mizugiwa_03112021.html

4 東日本大震災10周年

（1）2011年3月11日に発生した東日本大震災の10周年の節目にあたり、日米首脳による共同メッセージが発出されました。

https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/discourse/20210311message.html

（2）また、同日、茂木外務大臣が談話を発表しました。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page1_000938.html

5. その他参考情報（ジェトロビジネス短信）

『ジェトロ、米西海岸に向けオンラインで福島県の日本酒をプロモーション』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/48100cc0d3b51a70.html>

『在米日系企業の新型コロナワクチン接種方針、推奨と任意が各3割』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/181a008c1d66daed.html>

『米政府債務は2031年度に過去最大を更新、2051年度には倍増、議会予算局が試算』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/b5750637834013d8.html>

『2月の米失業率6.2%に改善、非農業部門の雇用者数は37万9,000人増』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/08116f4c46632137.html>

『在留外国人へのワクチン接種は国ごとに差』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/e1312885b7d9df74.html>

『ケリー米特使、EU、日本、中国などに気候変動対策への積極的取り組み求める』

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/03/5c8c67bd2766c2e5.html>

引き続きよろしく願いいたします。

(注意点)

本情報は、ワシントン州の主要な行政機関や団体のウェブサイトの情報をもとに、その時点における当地日系企業・NPO・邦人労働者に役立つ情報を、皆様のご参考として迅速に日本語で届ける目的で発信しているものです。法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。実際の申請等に当たっては、該当するウェブサイトで最新の情報や詳細を直接ご確認ください。なお、当館として個別企業の申請書作成等の支援は出来かねますのでご容赦ください。

(免責)

本メール又は当館情報に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。

(領事メールについて)

当館では外国に3ヶ月滞在される在留邦人に対し、旅券法に基づく在留届、帰国・転出等の届出をお願いしております。本届けでメールアドレスをご登録いただいた方に対して、コロナに関する情報や各種安全情報を領事メールにてお送りしておりますほか、緊急時の安否確認を当館から行うためにも必要なものですので是非ご協力ください。詳細はこちらをご覧ください。

https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyu.html

(Unsubscribe:本日系企業支援関係メールについて)

当館が把握しておりますワシントン州日系企業にお送りしております。今後、本メールが不要な方はその旨ご返信をお願いいたします。

Consulate-General of Japan in Seattle

701 Pike Street, Suite 1000

Seattle, WA 98101

206-682-9107